

児童の「朝の居場所の確保」を図るための措置等に関する検討を求める意見書

児童の小学校入学を機に、生活リズムやサポート体制が変わることで子育てと仕事の両立が困難になる「小1の壁」が問題視されている。

特に早朝に登校した児童が教室に入れず、学校の敷地内で待機しなければならないことにより、保護者の働き方に影響が出ている。

放課後や長期休暇には放課後児童クラブの利用が可能であるが、早朝の時間帯には対応しておらず、児童の「朝の居場所の確保」が喫緊の課題である。

児童の「児童の朝の居場所の確保」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に就学している児童について、その授業の開始前において小学校の施設、児童厚生施設その他の施設を利用して、安全に安心して過ごすことができる場を確保することを意味する。

現状、この児童の「朝の居場所の確保」の課題解決のため、地方自治体ごとに様々な対応がなされているが、自治体ごとに対応が異なり、自治体間格差が生まれている。

以上のことから、児童福祉法改正等の法制上の措置の検討を求めるとともに、法整備ができるまでは、地方自治体が実施する児童の「朝の居場所の確保」に関する施策を支援するための必要な財政上の措置を講ずることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。